

議案第151号

教育情報利用パソコンの取得について

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|---------|--|------------|--------|
| 1 | 物 | 件 | 教育情報利用パソコン | 6,725台 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都江東区豊洲2丁目2番1号豊洲ベイサイドクロス
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 | | |
| 3 | 契 約 金 額 | 457,124,250円 | | |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和7年3月31日 | | |

令和6年9月12日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

教育情報利用パソコンを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。